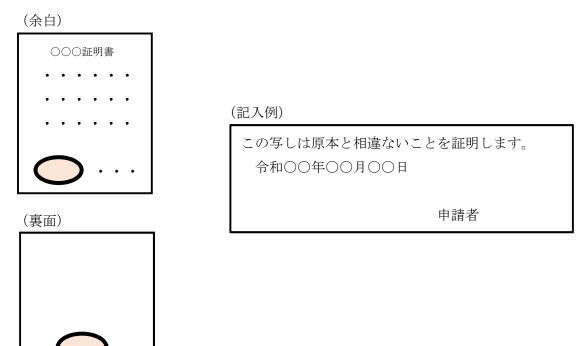
原本証明の方法について

原本証明とは、原本を提出することができない書類についてその写し(コピー)を提出する場合、申請者名義で原本の写し(コピー)であることを証明していただくものです。 原本確認を行うため、必ず原本を添付ください(原本は、原本確認後に返却します。)。 下の例を参考に、作成してください。

【例】

(1枚の場合)

・それぞれの書類の写しの余白又は裏面に記載。



(2枚の場合)

・左側をホッチキスで綴じ、最終項の余白に記載

